

【物品調達等入札参加登録の申請 F A Q（よくあるお問い合わせ）】

目次（質問をクリックすると該当のページへジャンプします）

（申請全般）	3
Q1. 宮城県内に本店や支店等がない事業者でも入札参加資格の申請はできますか。	3
Q2. 入札参加資格申請（新規・更新・変更等）の提出方法は。	3
Q3. 物品と役務（サービス）両方の入札参加資格がほしい場合は2回申請が必要ですか。	3
Q4. 書類が無事届いたか確認したいです。／申請が受付されたら何か連絡は来ますか。	3
Q5. 受任機関の登録は必須ですか。／受任機関を複数登録することは可能ですか。	3
Q6. 承認者名簿または登録の有効期限はどこで確認できますか。	4
Q7. 宮城県の物品調達等競争入札参加資格を取得すれば、県内市町村や国が発注する入札に参加できるようになるのでしょうか。	4
Q8. 押印不要の書類に印を押してしまいました。	4
（新規申請・更新申請 全般）	4
Q9. これから新規申請したら登録日はいつですか。	4
Q10. 年度内に更新（新規）申請予定ですが、受付期間がまだ開始していません。必要書類及び申請様式はあらかじめ確認できますか。	4
Q11. 更新予定ですが登録内容に変更があります。この場合は更新届とは別に変更届が必要ですか。	5
Q12. 受付整理票には、作成を依頼した行政書士の氏名・連絡先を書いてもいいですか。	5
Q13. 複数の業種を扱っている場合、申請する分類はどう選べばいいですか。	5
Q14. 分類表を見てもあてはまる分類がどれかわかりません。／〇〇はどの分類ですか。	5
Q15. 前年度の決算資料がまだできていないのですがどうしたらいいですか。	5
（登記事項証明・代表者について）	6
Q16. 代表者の役職名は登記と一致するように記載する必要がありますか。	6
Q17. 登記事項証明書の指定はありますか。	6
（納税証明書について）	6
Q18. 発行した納税証明書に、納期限が未到来の未納税額及び納期限が記載されています。納期限を過ぎたあと、この納税証明書を添付して申請してもいいですか。	6
Q19. 納税が免除されているので納税証明書の提出は不要でいいですか。	6
（法人県民税事業税申告書・法人設立等届出書について）	6
Q20. 委任状2の2の提出事業者が法人県民税事業税申告書（または法人設立等届出書）等を提出するのはなぜですか。	6
Q21. 法人県民税事業税申告書と法人設立等届出書はどこで入手するのですか。	6
（変更届について）	7

Q22.変更届に必要な添付書類は何ですか。.....	7
Q23.会社役員, 担当者が変更となりました。何か届け出は必要ですか。.....	7
Q24.様式下部に掲載されている,「環境配慮事業者」「女性活躍・働き方改革推進事業者」「障害者雇用促進企業」とは何ですか。.....	7
(承継手続について)	7
Q25.承継手続とは何ですか。.....	7
(メールアドレス)	7
Q26.メールアドレスは担当者の個人アドレスや行政書士のアドレスでもいいですか。.....	7
Q27.入札情報を受け取るメールアドレスを変更したいのですが。.....	8

(申請全般)

Q1. 宮城県内に本店や支店等がない事業者でも入札参加資格の申請はできますか。

A. 宮城県内に本店や支店・営業所等がない事業者でも、競争入札参加資格者名簿への登録はできます。ただし、入札によっては宮城県内に本店または登録のある支店等(=受任機関)があることが参加条件の入札もございますので御了承願います。

Q2. 入札参加資格申請(新規・更新・変更等)の提出方法は。

A. 出納局契約課まで原則として郵送(宅配便可, 持参可(開庁日午前8時30分から午後5時まで※正午から午後1時までを除く))により提出してください。ファイル等には綴じないでください。

Q3. 物品と役務(サービス)両方の入札参加資格がほしい場合は2回申請が必要ですか。

A. 1回の申請です。物品調達等入札参加登録資格を得ることで、物品及び役務両方の競争入札参加資格を得ることができます(個別の入札案件ごとに入札参加の要件が設定されるので、資格を得ていても参加できない入札もあります)。

ただし、建設工事、建設関連業務の入札に参加したい場合は別途申請が必要ですので御注意ください。

Q4. 書類が無事届いたか確認したいです。／申請が受付されたら何か連絡は来ますか。

A. 書類の收受及び受付の際、原則こちらからお知らせは行っておりません。

書類が届いたかどうかの確認をされたい方はあらかじめ書留郵便の到達確認を行える方法で提出いただきますようお願いいたします。受付控をご希望の方は申請時に返信用封筒(切手貼付済)及び受付印押印用の用紙(受付整理票や変更届の写し等)を申請書に同封して提出してください(更新又は新規の場合は元々の提出分(登録通知用)と合わせ2通提出となります)。窓口持参の際は、不備がない場合のみ、受付控をその場でお渡し可能です(その場合は受付控用の封筒は不要となりますのでお返しします)。なお、会社独自の受付用はがき等がある場合、そちらに受付印を押印することも可能です。

※新規又は更新の場合は、承認日の前月末に申請者全員へ登録通知を送付します。

Q5. 受任機関の登録は必須ですか。／受任機関を複数登録することは可能ですか。

A. 受任機関の登録は必須ではありません。支店等に本県との手続に関する権限を委任したい場合のみ登録してください。なお、別法人への委任はできません。

また、受任機関の複数登録はできません。

Q6. 承認者名簿または登録の有効期限はどこで確認できますか。

- A. [契約課ホームページ「物品調達等入札参加資格承認者名簿」](#)にて確認することができます。
また、登録の有効期限については登録番号の最初の2桁で区別されておりますので、名簿にてご自身の番号を確認し、[ホームページ](#)の「登録の有効期間について」をご覧ください。ほか、登録(更新)時にこちらからお送りしている承認通知書下部にも有効期間の記載がございます。

Q7. 宮城県の物品調達等競争入札参加資格を取得すれば、県内市町村や国が発注する入札に参加できるようになるのでしょうか。

- A. 宮城県の物品調達等競争入札参加資格は、宮城県庁及びその出先機関の物品・サービスの競争入札に参加するための資格です。県内市町村役場や国の機関の入札に参加したい場合は別途手続が必要と思われるので、詳細は各自治体や国の機関にお問合せください。

Q8. 押印不要の書類に印を押してしまいました。

- A. 押印がある書類についても申請を受け付けます。

(新規申請・更新申請 全般)

Q9. これから新規申請したら登録日はいつですか。

- A. 登録日は四半期ごとに設定しており(4/1,7/1,10/1,1/1)、各登録日の前々月末日までに申請を受け付けます(政府調達に関する協定の適用を受ける調達案件(WTO案件)を除く)。詳細は[契約課ホームページ「物品調達等入札参加登録の申請」](#)の申請要領(PDF)1ページ目を御確認ください。

Q10. 年度内に更新(新規)申請予定ですが、受付期間がまだ開始していません。必要書類及び申請様式はあらかじめ確認できますか。

- A. [契約課ホームページ「物品調達等入札参加登録の申請」](#)にて新規、更新ともに申請要領(PDF)にて必要書類を公開しております。ホームページの案内文は現在更新時期の方に向けたものになっておりますが、申請要領や様式は公開中のものを利用いただき、あらかじめ書類作成を進めていただいかまいません(申請様式をダウンロードしていただいた後に様式の改正があった場合は、特段の定めがある場合を除き、改正前・改正後どちらの様式でも申請を受け付けます)。ただし、納税証明書は申請書收受日から遡って3ヶ月以内のもの、登記事項証明書は最新の事項が記載されているもののみ受付可能ですので御注意ください。

Q11.更新予定ですが登録内容に変更があります。この場合は更新届とは別に変更届が必要ですか。

A. 更新届で登録変更はできませんので、変更届も必要となります(ただしメールアドレス・分類・取扱品目・代理店特約店の変更は変更届不要)。なお、特に急ぎでなければ更新届と同封にて提出でかまいません。

Q12.受付整理票には、作成を依頼した行政書士の氏名・連絡先を書いてもいいですか。

A. 申請書類で疑義・不備があった場合に受付整理票記載の担当者へ契約課から連絡させていただきますので、申請書類の内容について回答できる方であれば、行政書士等の委託先を記載いただいてもかまいません。

ただし、メールアドレスについては主に次回の更新案内(3年後)等で使用するアドレスになりますので御注意ください(登録後、変更届で変更可)。

Q13.複数の業種を扱っている場合、申請する分類はどう選べばいいですか。

A. 県との入札でメインにしたい業種を分類表(申請要領内)から選んでください。主要な取扱品目は選択分類以外の品目も記載いただいてもかまいません。

なお、大分類は1種類しか登録できませんが、入札は登録以外の分類でも参加が可能です(参加条件で事業者の分類が定められている入札を除く)。

Q14.分類表を見てもあてはまる分類がどれかわかりません。／〇〇はどの分類ですか。

A. 分類表(申請要領内)から一番近いと思われるものを選んでください。近いものが無い場合は、物品であれば「L その他の物品(5)その他」、サービスであれば「P その他のサービス(5)その他」がありますのでそちらを選んでください。

また、[契約課ホームページ「物品等電子調達システムの案内ページ」](#)内の入札情報サービスで過去の案件を検索できますので、過去の案件がどのような分類で発注されているか確認する方法もございます。

なお、大分類は1種類しか登録できませんが、入札は登録以外の分類でも参加が可能です(参加条件で事業者の分類が定められている入札を除く)。

Q15.前年度の決算資料がまだできていないのですがどうしたらいいですか。

A. 前年度の決算資料が提出できない場合、その前の年度のものを提出してください(事業概要票に記載する金額も、提出する決算資料から移記してください)。

(登記事項証明・代表者について)

Q16.代表者の役職名は登記と一致するように記載する必要がありますか。

A. 登記と必ずしも一致しなくともかまいません。県との契約事務において記載する役職名を記入してください。

Q17.登記事項証明書の指定はありますか。

A. 法人の本店を所管する法務局で発行した履歴事項証明または現在事項証明を御提出ください。発行日の指定はありませんが、申請内容と齟齬がないよう、最新の事項が記載されたものを御提出ください。

(納税証明書について)

Q18.発行した納税証明書に、納期限が未到来の未納税額及び納期限が記載されています。納期限を過ぎたあと、この納税証明書を添付して申請してもいいですか。

A. お示しの納税証明書では納期限到来後に税を納めたかどうか不明であり、申請日までに未納がない証明になりませんので、受付できません(3ヶ月以内に取得の場合であっても不可)。したがって、この場合は、納税証明書に記載の未納税額を納めた際の領収証書(写し)も追加提出いただくか、納税後に改めて未納がない納税証明書を取得し提出いただく必要があります。

Q19.納税が免除されているので納税証明書の提出は不要でいいですか。

A. 納入すべき額がない事業者であっても未納がない納税証明書は発行できますので、必ず提出してください(納税(徴収)猶予の承認を受けている事業者を除く)。

(法人県民税事業税申告書・法人設立等届出書について)

Q20.委任状2の2の提出事業者が法人県民税事業税申告書(または法人設立等届出書)等を提出するのはなぜですか。

A. 宮城県内の支店・営業所等に委任している事業者の真正性を担保するため、平成30年から提出を求めています。

Q21.法人県民税事業税申告書と法人設立等届出書はどこで入手するのですか。

A. 宮城県内に支店・営業所等がある場合、事業者から宮城県内の県税事務所に提出するものですので、事業者の担当部署で控えを保管していると思われます。

(変更届について)

Q22. 変更届に必要な添付書類は何ですか。

- A. 変更事項や委任の有無等により必要な書類が異なりますので、[変更届案内ページ](#)を確認してください。

Q23. 会社役員、担当者が変更となりました。何か届け出は必要ですか。

- A. 原則届け出は不要ですが、以下に当てはまる場合のみ変更届が必要です。
- ・役員または担当者が本店代表者または受任者として登録されている場合
 - ・役員または担当者の変更に伴い、更新案内送付先のメールアドレスが変更となる場合

Q24. 様式下部に掲載されている、「環境配慮事業者」「女性活躍・働き方改革推進事業者」「障害者雇用促進企業」とは何ですか。

- A. 県内に本店または支店等(受任機関)を有する入札参加登録事業者で、それぞれの認定要件を満たす者を物品及び役務(工事関係を除く)の調達にて優先的に取り扱う制度です。それぞれの認定要件や登録方法の詳細については、以下の各ホームページを確認してください。
- ・[環境配慮事業者からの物品等調達制度](#)
 - ・[障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等からの物品等調達制度](#)
 - ・[女性活躍・働き方改革推進事業者からの物品等調達制度](#)

(承継手続について)

Q25. 承継手続とは何ですか。

- A. 宮城県の入札参加資格を持っている法人(甲)が分割・合併等を行い、入札参加資格を持たない別法人(乙)が事業を引き継ぐ場合に、甲の入札参加資格を乙に登録させる手続を指します(甲の入札参加資格は消滅)。登記事項証明書にて分割・合併の事実が確認できる場合のみ対象となりますので、詳細はお問い合わせください。

なお、個人事業者の場合は、死亡による相続または法人成りの場合に承継対象になります。手続は[変更届案内ページ\(承継手続は下部\)](#)を確認してください。

(メールアドレス)

Q26. メールアドレスは担当者の個人アドレスや行政書士のアドレスでもいいですか。

- A. 登録上は問題ありませんが、いただいたアドレスの主な利用方法は申請内容の確認の他、次

回の更新時期のお知らせ等となります。次回の更新までの間に担当者が変わる可能性が高い場合は所属のアドレスの登録をおすすめします。なお、登録後、変更届にてアドレスの変更は可能です。

※物品等電子調達システムで事業者の方が登録するメールアドレスとは別になります(入札情報関係)。そちらのアドレスについてお問合せの方は、ヘルプデスク(電話:022-742-3441 受付時間 平日 9時～17時30分(正午～13時を除く))へお問合せください。

Q27.入札情報を受け取るメールアドレスを変更したいのですが。

A. 変更届で登録・管理しているのは入札参加資格の更新案内等を行うためのアドレスとなっており、入札情報をお送りするものとは異なります。入札情報を受け取るアドレスは物品等電子調達システムで登録・修正を行っていただくものとなりますので、操作方法がわからない場合はヘルプデスクへお問合せください(電話:022-742-3441 受付時間:平日 9時～17時30分(正午～13時を除く))。